

令和元年11月11日  
人権・男女平等参画担当

## 港区における性的指向に関する制度「(仮称)みなとマリアーージュ」(素案) について

### 1 経緯

平成29年第4回定例会において「同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する請願」が採択されました。

このため、区は、実態把握の必要があると考え、平成30年2月に性的マイノリティの方々への支援に関する調査を実施し、また、平成30年10月の人権に関する区民意識調査では、性の多様性に関する設問を設けて実施しました。人権に関する区民意識調査の結果では、パートナーシップ制度の導入に賛成する声が6割を占めました。

こうしたことを踏まえ、本年5月13日、港区男女平等参画条例に基づき、港区男女平等参画推進会議に「性的指向・性自認に関して条例に盛り込むべき内容について」及び「港区における性的指向に関する制度について」を諮問し、7月25日、答申を受けました。この答申をもとに、区として制度の素案をまとめました。

### 2 制度の目的

区は、港区基本構想で人間性の尊重を掲げ、あらゆる人の人権を尊重し、個人の尊厳が守られる地域社会を実現することを目指しています。

性的指向に関する制度は、性的マイノリティの方を対象として、性的指向・性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことができるという人権を尊重して設けるものです。

### 3 制度の概要

性的指向に関する制度は、二人の契約関係を基礎として共同生活関係を捉え、その関係を区が受けとめるものです。

#### (1) 仕組み

制度は、私法上の契約に基づいています。二人が共同生活に関する契約を結び、区が契約を確認したことを示すカードを交付する仕組みです。

#### (2) 婚姻との相違点

法律上の婚姻（民法婚）とは異なり、婚姻関係、親族関係、姻族関係といった身分関係を創設するものではないため、戸籍に影響しません。

### 4 制度の対象者

この制度の対象者は、(1)～(4)を全て満たす者とします(同性間のみではなく、異性間も対象とします。また、契約であることから外国籍の人も対象とします。)

#### (1) 次のいずれかに該当すること。

- ア 双方又は一方が区内在住であること。
- イ 双方が区内へ転入予定であること。
- (2) 成年であること（民法第4条）。
- (3) 配偶者（内縁の配偶者を含む。）がないこと。
- (4) 他の者と性的指向に関する制度（パートナーシップ制度その他これに準ずる制度を含む。）を利用していないこと。

## 5 制度の手続等

### (1) 制度の利用に関する手続の流れ

- ①契約書(標準様式)をもとに契約書を準備する。  
契約書(標準様式)は、区、男女平等参画センター、区ホームページで取得できる。
- ②公証役場で、契約書(公正証書)を作成してもらうか、契約書(私製)の私文書認証を受ける。
- ③区に次の書類を持参し、二人でカードの交付を申し込む。
  - ・ 契約書（公正証書又は私文書認証を受けたもの）
  - ・ 戸籍全部事項証明書（婚姻要件具備証明書）
  - ・ 本人確認書類
- ④区は、交付要件を満たしていることを確認し、カードを交付する。

### (2) 区でカードを発行することの意義

カードは、二人が共同生活に関する契約を結んだことを区が確認したことを示すものです。

カードを提示することで、病院での付添い、住宅への入居等、地域で直面する困りごとの解消につながったり、理解促進を進めたりすることができます。

トランスジェンダーの方の中には戸籍上の性別とは異なる性別の名前（通称名）を用いている方がいるため、カードは、本名のほか通称名を記載することができるものとします。

## 6 契約書を取り交わすことのメリット

### (1) 契約として法的効力がある

二人が共同生活に関する契約を結ぶことで、共同生活関係を契約で明確に担保する効力があります。

私法上の行為として二人が取り交わす契約は、契約自由の原則に基づき、公序良俗に反しない限り有効です。

### (2) 契約書は全国で有効である

二人の間で締結した契約書は、当事者間では、全国で有効です。

区外に転出した場合も、契約書は効力を持ち続けます。転出によって契約書を改めて作成する必要はありません。

### (3) 当事者の自由意思を尊重した関係を実現できる

契約書は、区が標準様式を用意し、一定の必須事項を定めますが、それ以外にも

当事者が必要な事項を任意に盛り込むことができます。当事者のニーズに応じ、二人の関係に対応した契約内容を定めることができます。

#### 【契約書(標準様式)に明記する事項】

- ①相互の関係の確認及び誓約※
- ②婚姻等の禁止※
- ③同居、協力及び扶助の義務※
- ④共同生活費用の分担
- ⑤日常家事代理権の授与※
- ⑥療養看護に関する委任等※
- ⑦当事者間における財産の帰属※
- ⑧判断能力低下時の療養看護※
- ⑨養子縁組
- ⑩子の教育監護
- ⑪死後事務の委任等※
- ⑫死亡による契約の終了※
- ⑬合意による契約解除※
- ⑭合意によらない契約解除※
- ⑮解除の効力
- ⑯未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等
- ⑰契約解消時の財産分与※
- ⑱解釈の指針及び協議事項

①～⑱のうち、※を付けたものは必須事項です。それ以外は、明記しなくても構いません。  
①～⑱以外の事項も任意に明記できますが、公序良俗に反する内容は盛り込めません。

#### (4) 契約書(標準様式)は、他者の関与なく(カミングアウトしないで)契約したい人も活用できる

誰にもカミングアウトをしないで契約したい人は、区がホームページ等で示す契約書(標準様式)を使用して二人だけで契約を結ぶことができます。他者の関与なく(公証役場にも区役所にも行かずに)契約による関係をつくりたいというニーズに対応できるメリットがあります。

## 7 制度の名称

性的指向に関する制度の名称は、「みなとマリージュ」とします。

(理由)

マリージュ(mariage)には、フランス語で「(調和的な)結合」「組み合わせ」「取り合わせ」といった意味があります。二つのものの組み合わせが新たなものをつくり上げるという趣旨で使われることが多い言葉です。

この言葉の趣旨を生かし、区民に分かりやすく親しみやすい制度の名称として「みなとマリージュ」を用いることとします。

## 8 例規上の根拠

港区男女平等参画条例の一部改正により、性的指向に関する制度の根拠とする規定を新設するとともに、あわせて、性的指向・性自認に関する規定を整備し、区の姿勢を明確に示します。

主な改正項目は、次のとおりです。

- ①性的指向・性自認の定義、明示
- ②性表現の定義、性表現の自由の明示 【全国初】
- ③性的指向・性自認に起因する人権侵害の禁止
- ④性的指向・性自認のカミングアウト（公表）への制約の禁止  
他人の性的指向・性自認のアウティング（本人の意に反して公にすること）の禁止
- ⑤性的指向・性自認の尊重について基本理念、基本的施策への位置付け
- ⑥性的指向に関する制度の位置付け

## 9 施行予定日

令和2年4月1日

## 10 今後の主なスケジュール（予定）

令和元年11月11日～12月10日 パブリックコメント

令和2年第1回港区議会定例会 議案上程（条例改正案）